資料32 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町及び八木町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。)として定められた区域

特定工場等において発生する振動の規制基準

						第1	種区	域					第2種区域								
			第第		重低重低	層層			専専	用用	地地	域域		隣	商 業		業 地	地	域 域		
			第第	1 積 2 積		高層		居居	専専	用用	地地	域 域	-	I	業	業	地	地	域 域		
			第	1	租		住	E E		地		域		業	専	±±	用	地	域		
			第準	2	稍 住	Ė	住居	月	5 地	地 !		域 域	(:	久御山町	の区	19(の)	もの	に限る。)		
昼	間	午前8時~午後7時		6 0 dB										6 5 dB							
夜	間	午後7時~午前8時				5	5 dE	3					6 0 dB								

(注) 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 dBを減じた値(第1種区域の夜間を除く。)。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

_																	
			<i>U</i> −	41.	Φ.	1 #	*5				振動の	作業ので	きない時間	1日あたり	の作業時間	同一場所にお	日曜休日に
	作業の種						頖				大きさ	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	ける作業時間	おける作業
<	l 1	打	機	を	使	用	す	る	作	業							
<	l 1	抜	機	を	使	用	す	る	作	業				1 0 時間	1 4 時間	連続6日	
<	١١	打	< l	1 抜	機を	€使	用	する	3 作	業	7 5 dB		午後10時 ~ 翌日午前 6 時				禁止
鍕	球	を	使丿	用 し	て	破	壊っ	する	作	業	/ 5 GB						崇止
舖	装	版	破	砕 機	を	使	用3	する	作	業							
5	レ	_	カ	_ :	を信	吏 月	月す	~ る	作	業							

- (注)1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
 - 2 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

道路交通振

						第	1種区	区域			第2種区域								
`			第	1	種化	i 層	住	居	専	用	地	域	近	隣	商		業	地	域
	\		第	2	種 化	. 層	住	居	専	用	地	域	商		業		地		域
			第	1 :	種 中	高	層住	居	専	用	地	域	準	I		業		地	域
			第	2	種 中	高	層住	居	専	用	地	域	I		業		地		域
			第		1	種	住	居	1	地		域	I	業	専		用	地	域
			第	- 2	2	種	住	居	1	地		域	(久御山町	の区	域の	もの	に限る。)
			準		住		居		地	į		域							
昼	間	午前8時~午後7時					6 5 d	В								7 0 d	В		
夜	間	午後7時~午前8時					6 0 d	В								6 5 d	В		